

水産業協同組合法施行規則にもとづく索引

* 下記の項目は条文および別表を要約したものです。

水産業協同組合法施行規則 第207条第1項 (単体決算関係)

| | |
|--|----|
| 一 連合会の概況及び組織に関する次に掲げる事項 | |
| イ 業務の運営の組織 | 28 |
| ロ 役員の氏名及び役職名 | 28 |
| ハ 事務所の名称及び所在地 | 30 |
| 二 連合会の主要な業務の内容 | 27 |
| 三 連合会の主要な業務に関する次に掲げる事項 | |
| イ 直近の事業年度における事業の概況 | 6 |
| ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | 6 |
| (1) 経常収益 | |
| (2) 経常利益又は経常損失 | |
| (3) 当期剰余金又は当期損失金 | |
| (4) 出資金及び出資口数 | |
| (5) 純資産額 | |
| (6) 総資産額及び特別勘定として経理された資産 | |
| (7) 責任準備金残高 | |
| (8) 貸付金残高 | |
| (9) 有価証券残高 | |
| (10) 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率 ※平成20年度決算以降開示を要する | |
| (11) 法第百条の八第三項の区分ごとの剰余金の配当の金額 | |
| (12) 職員数 | |
| (13) 保有契約高 | |
| ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第四に掲げる事項 | |

◎主要な業務の状況を示す指標

| | |
|---------------------------|----|
| 一 共済種類別新契約高及び保有契約高又は、共済掛金 | 34 |
| 二 共済契約種類別保障機能別保有契約高 | 35 |
| 三 共済種類別支払共済金の額 | 37 |

◎共済契約に関する指標

| | |
|-------------------------------|----|
| 一 共済種類別保有契約増加率 | 56 |
| 二 新契約平均共済金額及び保有契約平均共済金額 | 56 |
| 三 解約失効率 | 57 |
| 四 月払契約の新契約平均共済掛金 | 57 |
| 五 契約者割戻しの状況 | 38 |
| 六 再保険を引受けた主要な保険会社等の数 | 59 |
| 七 上位5社に対する支払い再保険料の割合 | 59 |
| 八 格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 | 59 |
| 九 未収再保険金の額 | 59 |

◎経理に関する指標

| | |
|----------------------|----|
| 一 責任準備金の積立方式及び積立率 | 62 |
| 二 共済種類別契約者割戻準備金明細 | 61 |
| 三 引当金明細 | 63 |
| 四 国別特定海外債権残高 | 63 |
| 五 利益準備金及び任意積立金科目明細 | 63 |
| 六 運用不動産処分益及び運用不動産処分損 | 54 |
| 七 事業普及費及び事業管理費明細 | 63 |

◎財産運用に関する指標

| | |
|--|----|
| 一 主要資産の平均残高 | 50 |
| 二 主要資産の構成及び増減 | 50 |
| 三 主要資産の運用利回り | 50 |
| 四 財産運用収益明細 | 50 |
| 五 財産運用費用明細 | 51 |
| 六 利息及び配当金収入等明細 | 50 |
| 七 有価証券種類別残高 | 51 |
| 八 有価証券種類別残存期間別残高 | 52 |
| 九 業種別保有株式の額 | 51 |
| 十 共済契約貸付及び業種別の貸付金残高並びに当該貸付金残高の合計に対する割合 | 52 |
| 十一 運用不動産残高 | 54 |
| 十二 海外投融資残高 | 53 |
| 十三 海外投融資の地域別構成 | 53 |
| 十四 海外投融資運用利回り | 53 |

◎その他の指標

| | |
|-------------|----|
| 一 業務用固定資産残高 | 60 |
| 二 特別勘定資産残高 | 54 |

| | |
|------------------------|----|
| 四 契約年度別責任準備金残高及び予定利率 | 62 |
| 五 連合会の業務の運営に関する次に掲げる事項 | |

| | |
|---|----|
| イ リスク管理の体制 | 16 |
| ロ 法令遵守の体制 | 18 |
| 六 連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 | |
| イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | 40 |
| ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 63 |
| ※平成20年度決算以降開示を要する | |
| (1) 破綻先債権に該当する貸付金 | |
| (2) 延滞債権に該当する貸付金 | |
| (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金 | |
| (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金 | |
| ハ 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額 | 63 |
| ※平成20年度決算以降開示を要する | |
| (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | |
| (2) 危険債権 | |
| (3) 要管理債権 | |
| (4) 正常債権 | |
| 二 共済金等の支払能力の充実の状況 | 58 |
| ※平成20年度決算以降開示を要する | |
| ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | 54 |
| (1) 有価証券 | |
| (2) 金銭の信託 | |
| (3) デリバティブ取引 | |
| (4) 先物外国為替取引 | |
| (5) 有価証券関連デリバティブ取引 | |
| へ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 54 |
| ト 貸付金償却の額 | 54 |

水産業協同組合法施行規則 第208条 (連結決算関係)

| | |
|---|----|
| 一 連合会及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項 | |
| イ 連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | 32 |
| ロ 連合会の子会社等に関する次に掲げる事項 | 32 |
| (1) 名称 | |
| (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 | |
| (3) 資本金又は出資金 | |
| (4) 事業の内容 | |
| (5) 設立年月日 | |
| (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | |
| (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | |
| 二 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 | |
| イ 直近の事業年度における事業の概況 | 64 |
| ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | 64 |
| ※平成20年度決算以降開示を要する | |
| (1) 経常収益 | |
| (2) 経常利益又は経常損失 | |
| (3) 当期利益又は当期損失 | |
| (4) 純資産額 | |
| (5) 総資産額 | |
| 三 連合会及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 | |
| ※平成20年度決算以降開示を要する | |
| イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 | 64 |
| ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 74 |
| (1) 破綻先債権に該当する貸付金 | |
| (2) 延滞債権に該当する貸付金 | |
| (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金 | |
| (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金 | |
| ハ 連合会の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 | 74 |
| 二 当該連合会及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの | 74 |



J F 共水連
(きょうすいれん)

<http://www.kyosuiaren.or.jp/>